

# 悪質商法にご用心！ 困ったときは **いやや！** 「消費者ホットライン」188

このようなことで困った時は、消費生活相談窓口にご相談してください。

個人情報が出てしまっている  
ので削除してあげます。  
と電話があった。  
不安だ…



会場の熱気にのまれ、  
不要なものを契約して  
しまった。  
解約したい…



プロバイダを変えれば  
安くなると言われたのに、  
高くなった。  
解約したい…



## 危ない、おかしいと思ったことは、ありませんか？

広告を見て、  
しわ取りの  
注射をしたら  
腫れてしまった…



健康機器で  
かゆみが出たら  
「好転反応」と  
言われた…



※ケガをしたり痛みを感じたら、まずは医療機関で受診してください。

困ったときは、一人で悩まずに、  
「消費者ホットライン」188に御相談ください。

地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや  
消費生活相談窓口を御案内します。

いやや  
**188** 泣き寝入り！  
と覚えてね

## 岐阜県県民生活相談センター

# 「消費者ホットライン」188 御案内の流れ

## 188を押す



のアナウンスが流れます。アナウンスに従って、  
の操作をお願いします。

「こちらは消費者ホットラインです。最寄りの相談窓口を御案内いたしますので、お住まいの郵便番号が分かる方は1を、そうでない方は2を押してください。」

【郵便番号が分かる】

【郵便番号が分からない】

1 を押す

2 を押す

「お住まいの郵便番号を  
7桁で入力してください。」

固定電話から 携帯電話から

「お住まいの地域を  
選択してください。  
〇〇市は 1 を、〇〇市は  
2 を…押してください。」

※ダイヤル  
回線等で  
操作がで  
きない方  
は、その  
ままお待  
ちくださ  
い。最寄  
りの消費  
生活相談  
窓口につ  
ながりま  
す。

お住まいの郵便番号を押す

〒     -

お住まいの地域の  
番号を押す

「現在相談を受け付けている最寄りの相談窓口へおつなぎいたします。  
この通話は、〇〇秒ごとに、おおよそ〇〇円の通話料金でご利用いただけます。」  
※最寄りの窓口が受け付けていない時間帯などは、窓口の名称、電話番号及び受付時間のアナウンスが流れます。

注) 相談窓口へつながった時点から、通話料金の御負担が発生します(相談は無料です)。

最寄りの  
消費生活  
相談窓口

お住まいの **市区町村の**  
消費生活センターや  
消費生活相談窓口

お住まいの  
**都道府県の**  
消費生活センター  
など

市区町村の窓口が開所していない場合など、都道府県の窓口を御案内することもあります。

【お願い】 消費生活相談は、1回の相談では終わらない場合があります。  
相談窓口の直通の電話番号を御案内しますので、  
相談の続きは、直通の電話番号へ電話してください。

操作が分からなくなったら…

どのように操作すれば良いのか分からなくなったら、  
しばらくそのままお待ちください。  
最寄りの都道府県の消費生活センターなどへ御案内します。



消費者庁  
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

# 悪質商法お助け隊!!

～もうだまされません～

うまい話には要注意!!

## 点検商法



## 次々販売



## 訪問購入



## 健康食品の電話勧誘



解約したい時はこうするのよ!

そうだ! クーリング・オフで契約が取り消せる!



岐阜県

# 契約を解除したい!!と思ったら...

## 『クーリング・オフ』を利用しましょう!!

### クーリング・オフ 制度とは

契約した場合であっても、消費者に冷静に考え直す時間を与え、**一定の条件を満たせば無条件で契約を解除できる**制度です。

### クーリング・オフ ポイント

- 1 契約書を受け取った日から、**その日を含めて8日以内**(内職・モニター商法、マルチ商法は20日以内)に必ず書面で通知します。
- 2 書面(はがきなど)はコピーをして控えを取り、特定記録郵便または簡易書留で送ります。
- 3 代金の支払いをクレジットとした場合は、クレジット会社へも通知します。その場合は、販売業者名を必ず記載します。
- 4 支払った金額は全額返金されます。商品等の引き取りにかかる費用は事業者の負担となります。

### 書面 (はがきなどの) 記載例

※クーリング・オフが適用されない契約もあります。  
詳しくは消費生活相談窓口↓  
にご相談ください。

※既払金がある方、商品を受け取っている場合は、書き入れます。

### 販売会社宛差出例

#### 契約解除通知書

- 契約日 平成〇年〇月〇日
- 書面受領日 平成〇年〇月〇日
- 商品名 ○○○○○○
- 契約金額 ○○○〇円

上記日付の申込は撤回し、  
契約は解除します。  
なお既払金の○○〇円を返金し、  
商品を引き取ってください。

平成〇年〇月〇日  
(住所)○○〇市○○町○○〇番地  
(氏名)○○○○○

### クレジット会社宛差出例

#### 契約解除通知書

- 契約日 平成〇年〇月〇日
- 書面受領日 平成〇年〇月〇日
- 商品名 ○○○○○○
- 契約金額 ○○○〇円
- 販売会社 ○○○○○○

上記日付の申込は撤回し、  
契約は解除します。

平成〇年〇月〇日  
(住所)○○〇市○○町○○〇番地  
(氏名)○○○○○

困った時にはお気軽に消費生活相談窓口にご相談下さい。

消費者  
ホットライン



(局番なし)

188

いやや

「188泣き寝入り!」と覚えてね

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県の相談窓口・お問い合わせ先

県民生活相談センター ☎058-277-1003

F500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館 1棟5階

F A X: 058-277-1005

ホームページを  
ご覧下さい

消費者トラブルの事例や  
アドバイスが掲載されています。

岐阜県消費者の窓

検索